

## 大分県からの重要なお知らせ

大分県では、社会保険等 注)に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者が不利にならないなど、公平で健全な競争環境を構築する観点から以下の取組を実施します。

注：各関係法令に基づき企業に加入が義務づけられている健康、厚生年金、雇用の各保険のこと。

## 大分県発注工事における社会保険等未加入対策について

令和2年10月1日以降に契約を締結する全ての建設工事から、建設業の許可を受けており社会保険等の加入義務を履行していない者を、一次下請負人にすることはできません。

※加入義務については、裏面をご覧ください。



法定福利費を内訳明示した  
請負代金内訳書の提出について



令和2年10月1日以降に契約を締結するすべ

ての建設工事から契約時に『法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書』の提出が必要になります。

請負代金額内訳書のイメージ（最終ページ）

一般管理費		1式	170,000
工事価格			2,490,000
消費税相当額		1式	248,000
工事費			2,728,000
工事価格計			2,490,000
消費税相当額計		1式	248,000
工事費計			2,728,000

（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円）

↑  
※この欄に『工事費計の内数で、法定福利費』を明示します。

大分県 土木建築部 公共工事入札管理室

TEL: 097-506-4527 (直通)

FAX: 097-506-1834 MAIL: a17050@pref.oita.lg.jp



## 社会保険等の加入義務について

    ・・・加入義務

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
事業所の 形態	常用労働者 の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ</li> <li>・健康保険組合</li> <li>・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ</li> <li>・健康保険組合</li> <li>・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ</li> <li>・健康保険組合</li> <li>・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険</li> <li>・国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険</li> <li>・国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

     : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

     : 個人の責任において加入するもの